

# 太宰府市公文書館の開館

太宰府市公文書館

藤田 理子 ふじた・まさこ

## 1. はじめに

福岡県の中西部に位置する太宰府市は、菅原道真ゆかりの地として全国に知られるが、古くは九州を統轄する大宰府政庁が置かれた。北に四王寺山、東に宝満山を擁し、御笠川が縦貫する市域には往年をしのばせる都府楼跡や水城、観世音寺などの史跡が点在し、太宰府天満宮への初詣をピークに年間約700万人が訪れる本市は、県内でも有数の観光地となっている。

現在の市域は昭和30（1955）年、水城村と太宰府町の合併により形成された（昭和57年市制施行）。本市には、町議会・村議会議事録など旧役場時代の文書が若干継承されており、近代太宰府の町村行政を知ることができる資料として、『太宰府市史』の編さん（昭和60年太宰府市史編さん委員会発足、同62年太宰府市史編集委員会発足、平成17年全巻完結）では大いに役立った。と同時に、歴史資料としての行政文書の重要性を痛感し、市史編さん事業が進行する中、平成5年に行政文書の適切な管理と保存についての取り組みを始めた。



太宰府市公文書館正面

翌6年には太宰府市史編集委員会（以下、編集委員会）から市当局へ「文書館設置に関する要望書」の提出があった。

平成15年、編集委員会は「太宰府市公文書館（太宰府アーカイブ）準備室設置に関する提言」をなし、太宰府地域の歴史研究機関と本市の行政文書の整理・保存機関の機能をあわせ持つ施設の設定を構想、最初の要望書提出から20年後の平成26年4月、ついに太宰府市公文書館の設置が実現した。

## 2. 設置の経緯

太宰府市は、国士舘大学より譲渡された太宰府キャンパス（昭和48年校地開設、平成25年4月閉校）の既存施設を利用して松川運動公園と上下水道事業センターを開設した。太宰府市公文書館はそのセンターの施設内に置かれ、当地はまさに人と自然の共生と景観の保全を目指しつつ、市民の健康づくりや文化活動の場として大学跡地を活用する、という本市の利用方針を体現したものとなっている。

先にふれたとおり、本市における公文書館設置の構想は市史編さんの過程で浮上してきた。太宰府市史編さん委員会（以下、編さん委員会）は、比較的早い時期から編さん事業終了後の収集資料の保存や活用について協議を開始し、また本市の総合計画においても市史編さん事業を「市民文化の創造」の中に位置づけ、公文書館構想の調査・研究を目標の一つとして掲げてきた。編集委員会による「文書館設置に関する要望書」（平成6年、前述）、「『市史資料室』（仮称）設置に関する要望書」（同13年）、「太宰府市公文書館（太宰府アーカイブ）準備室設置に関する提言」（同15年、前述）

といった要望書や提言の提出を経た後、平成18年4月に市史資料室を設置し、①地域資料の収集・整理・調査研究及び公開と、②歴史的又は文化的に価値がある行政文書の収集・整理・保存の取り組みを行ってきた。公文書館は、これら二つの業務を「市民の活用」という点に重きを置きつつさらに発展させていくものである。

ところで、公文書館構想が検討される中でキーワードとなっていたのが「太宰府学の構築」である。太宰府の地域史研究に関しては、貝原益軒を始めとして江戸時代からの蓄積があり、太宰府市史編さん事業は、その伝統を継承しつつ太宰府地域の過去を検証し現在を把握するという、「太宰府学」構築の試みと考えて進められてきた。太宰府市公文書館はこの学問の流れを汲んで設立されたと言ってもよい。またこの地域は、歴史文化に対し市民の学究熱が高い地域でもあり、単に歴史的資料を収集・保存・公開する場所ではなく、同時に「太宰府学」構築の中核施設となることが市民からも期待されている。

### 3. 組織の概要

太宰府市公文書館は公文書館法に基づき設置されるもので、太宰府市公文書館条例第1条は「地域文化の発展に寄与すること」を設置の目的として掲げている。組織は「文書資料部門」と「太宰府学研究センター部門」（以下、太宰府学部門）の二部門に分かれ、前者が行政文書に係る業務を、後者が地域資料に係る業務を行う（図1参照）。職員構成は、館長（担当課長兼任）と専門職員4名（嘱託）からなる。

主な収蔵資料は、行政文書（町村役場時代の行政文書、市の非現用文書のうち歴史資料として重要なもの、主に市が発行した刊行物など）と地域資料（太宰府地域に伝わる古文書や太宰府の歴史に関する古文書、市史編さんの過程で収集した資料や図書など）であり、太宰府市公文書館はそれら資料の収集・整理と保存・利用、太宰府の歴史に関する情報の提供、収集資料の調査・研究・普及活動などを業務とする。調査研究の成果は当館

紀要誌上や歴史講座などで学界や市民へ発表している。

なお「文書資料部門」と「太宰府学部門」両方の部門に関わる附属機関として、編さん委員会の後継である太宰府市公文書館構想調査研究委員会があったが、公文書館の設置にともない改称し「太宰府市公文書館委員会」となった（以下、公文書館委員会）。この機関は主に資料の保存活用、調査・収集・整理に関し審議を行っている。

「文書資料部門」に関しては、太宰府市行政文書選別・保存審査委員会があり（以下、行政文書選別・保存審査委員会）、非現用文書の選別及び収集、保存及び廃棄に関する決定を行っている。

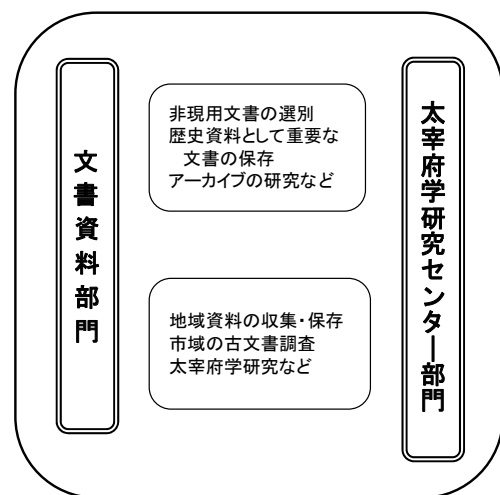


図1 太宰府市公文書館の組織

### 4. 文書保存の取り組み

本市は、行政文書について、行政が適正かつ効率的に運営されるための重要な資料であると同時に、市民の貴重な知的資源であると考え、平成25年に文書管理規程（昭和60年4月1日訓令第7号）の改正を行った。新たに「歴史公文書」の定義を加え、完結文書（事案の処理が完結した文書）の公文書館への移管を明記した。行政機構に関しては、平成24年4月に情報・公文書館推進課を設置し、それまで総務課にあった文書管理業務、情報推進に関する業務を引き継いだ。この機構改革にともない、非現用文書の選別保存業務を担っていた市史資料室は経営企画課から情報・公文書館推

進課へ所管替えとなり、現用段階にあるものから非現用段階にあるものまで、本市の文書は一つの部署により一元的に管理されることとなった。平成26年4月、情報・公文書館推進課は文書情報課へと名称が変わり、太宰府市公文書館をその下に置いた。文書情報課は、文書だけでなく情報公開や情報システムの管理全般を職掌としており、情報の共有化と活用を進めていく上でも理想的な体制が整ったといえる。

歴史的又は文化的に価値がある行政文書の選別は主に公文書館職員が行うが、文書の保存及び廃棄に関する決定をオーソライズする機関設立の必要性が以前から指摘されており、市は平成23年3月、行政文書の保存・廃棄の決定を行う行政文書選別・保存審査委員会を設置した。構成員は行政内部の者のみであるが、文書の存廃決定について公平性・透明性を保持するという点に配慮し、市民及び学識経験者からなる公文書館委員会に文書の存廃に関する意見を聞くことにしている（図2参照）。

行政文書選別・保存審査委員会は、初めに文書の存廃を判断する基準となる「文書保存マニュアル」を作成し、その後はマニュアルをもとに保存年限が経過した文書1件ごとの存廃審査を行っている。

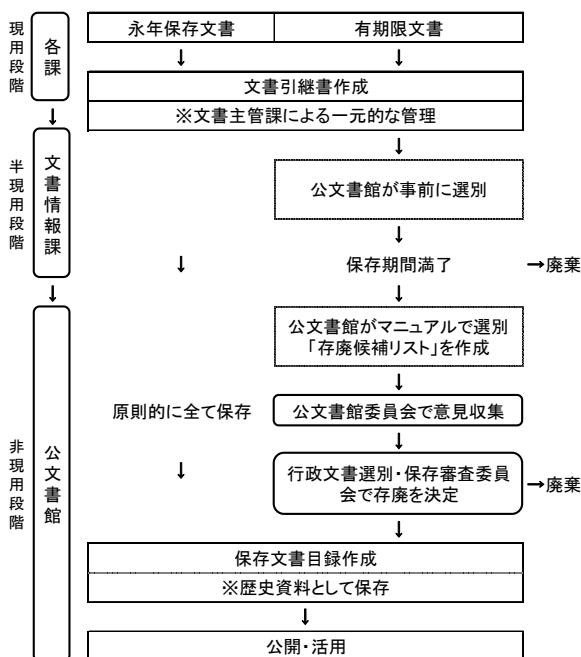


図2 太宰府市における文書管理の流れ

## 5. 今後の課題

行政文書の適切な管理については、公文書等の管理に関する法律において地方公共団体には努力義務が課せられているとおり、本市でも行政の説明責任を果たすための取り組みを積極的に行っていかなければならない。そのためには文書の移管、選別、目録整備など、公開までの作業をできるだけ滞りなく進めることが重要になってくるし、どこに歴史的・文化的価値を見出し残していくのか、文書の評価選別の方針をわかりやすく示していくことも必要である。

また、市民に頻繁に足を運んでもらえる施設づくりを目指すことも大切である一方、遠方の利用者や高齢者の利便性を考え、将来的にはデジタルアーカイブ化などの方向も検討しなければならないであろう。

## 6. おわりに

全国の自治体が厳しい財政事情を抱える昨今、太宰府市も決して例外ではない。この中での公文書館の設立を意義あるものにするためには今後より一層の努力をしていかななくてはならない。

太宰府地域に遺された資料は市民の財産である。その大切な財産を守り、市民の活用に供し、未来に継承していくため、太宰府市公文書館が取り組むべき課題は多い。

太宰府市公文書館は、四方を豊かな森林に囲まれ、季候の良い時分は散策やレクリエーションにも適し、周辺の山並みもあわせて後世に伝えたい絶好のロケーションに置かれている。市民の期待に応えることのできる、魅力あふれる施設を目指し、一歩ずつではあるが積極的に歩みを進めていきたい。

## データシート

機 関 名 : 太宰府市公文書館

所 在 地 : 〒818-0110 福岡県太宰府市御笠五丁目3番1号 上下水道事業センター

電話/FAX : 092-921-2322

Eメール : kobunshokan@city.dazaifu.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.dazaifu.lg.jp/bunsyo-bun/kobunshokan/dazaifushikobunshokantop.html>

交 通 : ○西鉄バス「旅人」

JR博多駅または福岡空港国際ターミナル→西鉄太宰府駅下車

○西鉄電車

天神大牟田線福岡(天神)駅→二日市駅→太宰府線太宰府駅下車

○コミュニティバス「まほろば号」(北谷回り)

西鉄太宰府駅または西鉄五条駅→上下水道事業センター下車

○九州自動車道 太宰府ICから約8km、筑紫野ICから約10km

開館年月日 : 平成26年4月1日

設置根拠 : 太宰府市公文書館条例

組 織 : 市長—総務部—文書情報課—太宰府市公文書館

人 員 : 館長(文書情報課長兼任)、嘱託職員4名(計5名)

建 物 : 鉄骨造り、平屋建て

所蔵資料 : 公文書 約3,000箱

古文書 5,602件

刊行物 1,776件

複製資料 4,822件

図書等 10,961件

開 館 日 : 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時半(閲覧のための入館は午後4時まで)

休 館 日 : 毎週土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

主 要 業 務 : ○保存年限が満了した市の行政文書(非現用文書)の選別、歴史資料として重要なものの整理・保存・公開。

○市が発行した刊行物の収集・整理・保存・公開。

○太宰府に関する地域資料のうち、太宰府市にとって歴史的な価値がある資料の収集・整理・保存・公開。

○収集した行政文書等や太宰府の歴史に関する情報の提供。

○収集した行政文書等の分析、それに基づく歴史やアーカイブの研究。

○調査・研究成果の発表・紹介等による収集資料の活用・普及